



大飯原発3・4号の再稼働反対と避難計画について

高槻市は大飯原発から30km圏の滋賀県高島市今津町の避難先

高槻市の回答

- * 最終避難所（避難所）は、今日の意見を参考にしながら決めていきたい
- 1週間後の電話回答：間違いだった。すでに3施設を決め、大阪府に連絡している
3施設が最終避難所（避難所）として適当かどうかは、今後、高島市と話し合っていく
- 4週間後の電話回答：マッチングは予定していない
- * 10月2日 大阪府と一部市町との原子力災害対策のテレビ会議があった
高島市や滋賀県も招いて、今後検討していくことを相談した

- 日時・場所： 2017年10月3日（火）14:00～16:30 高槻市役所
- 高槻市対応者： 総務部危機管理室 松井副主幹、野田主査の2名
- 市民側参加者： 避難計画を案ずる関西連絡会の市民8名（福島原発事故避難者1名を含む）

関西電力は、大飯原発3号を来年1月に4号を3月に原子炉起動すると発表した。おおい町長は9月25日に再稼働同意を表明した。このような時に、今回初めて、滋賀県高島市今津町椋川地区の避難先である高槻市に申し入れを行った。



高槻市は、当初の予定2時間を30分越えて対応した。高槻市の前向きな対応が期待できた申し入れであったが、1週間後の電話回答では、ほとんどゼロ回答で大阪府や関西広域連合からの指示がないと動かないという消極的姿勢になった。高槻市に原発事故に対する危機感がなく、当事者意識がないことが浮き彫りとなった。

質問事項への回答等、当日のやり取りと電話回答を紹介する。

1. 大飯原発の再稼働について：行政として反対とか賛成とか言えない

態度を明確にしない姿勢に対し、市民側は、基準地震動の過小評価の問題や非常用ディーゼル発電機の火山灰問題を説明し、今の状態では重大事故を起こす危険性があり、事故が起これば影響は高槻市にも及ぶので、市としてもこの問題を検討・確認して欲しいと要望した。市民側は、市民への説明会を開くことを検討するよう要望し、市側は、「上に報告する」と回答した。

1週間後の電話回答では、「上には報告した。高槻市だけで住民説明会を言えない。府の動向を見たい」と消極的な姿勢を示した。

2. 高島市民の受け入れについて

(1) 最終避難所（避難所）は、3施設を決め、大阪府に連絡をしている

市は拠点避難所は総合スポーツセンター、その後に移動する避難所としては、総合スポーツセンター、堤運動広場、古曽部防災公園の3施設を回答した。避難者が、そのような運動場のような場所で避難生活できるのか、それらは拠点避難所ではないかと聞くと、市は「最終避難所（避難所）とは何か？」と逆に市民側に質問した。このように、拠点避難所と最終避難所（避難所）の区別もついていなかったが、市民側が丁寧に説明すると最終的には次のように回答した。

「恥ずかしながら、今の話を聞いて最終避難所（避難所）のイメージを持てた。最終避難所（避難所）は決めていない。今日の意見を参考にしながら決めていきたい」。

また、市民が、最終避難所（避難所）を決めていない状態は、災害対策基本法に違反するのではないか、と災害対策基本法を示しながら聞くと、市はこれについて「検討し1週間後に回答する」と答えた。

市は、高槻市への申し入れの前日に、大阪府と滋賀県からの避難受け入れに関わるいくつかの自治体で原子力災害についてのテレビ会議を行い、今後、大阪府が音頭を取って高島市や滋賀県との交流も考えていると述べた。

1週間後の電話回答は以下の内容。

10月3日に「最終避難所（避難所）は、今日の意見を参考にしながら決めていきたい」と発言したのは、「拠点避難所と最終避難所（避難所）の区別が付いていなかったからで、間違いだった」という回答。また、最終避難所（避難所）を決めていないのは、災害対策基本法に違反ではないのか？については、「この認識はない」という回答だった。すなわち、最終避難所（避難所）を決めているので違反していないという意味と理解した。

「4-5年前（時期は不明）に府からマッチングの要請があり、その時に最終避難所（避難所）として、総合スポーツセンター、堤運動広場、古曽部防災公園の3施設を決め、大阪府に連絡をしている。高島市には連絡していないが、今後、高島市と話し合いをするので、その際、伝えることになると思う。関西広域連合のガイドラインに記載が無いのは、他市でマッチングができていないからそれに合わせているのではないかと思う。3箇所が最終避難所（避難所）になるが、ある期間（2ヶ月：関西広域連合のガイドライン）を区切って、他の施設に移る。この施設については具体的に決まっていない。3施設が最終避難所（避難所）として適当なのかという問題は、今後、高島市と話し合っていくので、その際に問題にしたい」。

4週間後の電話回答

「椋川地区の避難先は、3つの避難所のどこかは決めていない。美浜原発・敦賀原発の事故時の滋賀県版UPZに入る中浜区、北浜区、南浜区、松陽台区の合計2155人も3つの避難先のどこかは決めていない」とマッチングしていないと回答した。

マッチングは、「いつやるか予定していない」、「その時、高槻市民が使っているかも知れないから」とも回答。「高槻市が水害などの時は、原発事故の避難者を受け入れられないこともあ

るからか？」と聞くと、「そうだ」と答えた。

3 施設へのマッチングがされていない。これでは避難所の候補が 3 施設あるというだけで、避難所が決まっていることにはならない。また、3 施設が避難所として適当なのかという問題が残されている。継続して問題にしていく必要がある。

(2) 要援護者への配慮などについて

「検討していない」との回答だったので、椋川訪問の資料を示しながら、3 ページの地元住民の方が「体育館は無理」と話されていたことを紹介し、「高齢者、子どもが何人いるのか」など調査と対応をお願いした。

(3) スクリーニング（汚染検査）の規準が高すぎることについて

- ・人、車両ともに除染済みであることは、そうだと認識している
- ・一人ひとりの被ばく線量データ提出は、求める方向で検討する→電話回答で後退

市ははじめ、被ばく線量のデータは個々には持って来なくてもガイドラインの汚染検査済証を持って来るので良いと回答した。

そのため、市民側は「汚染検査の規準が高すぎ、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準の6倍にもなるのに、それ以下であれば被ばくがなかったものとして来ることになる。また、汚染検査の基準は放射線管理区域から物の持ち出し基準の30倍。したがって、検査済証を持っているからと言っても汚染がないとか被ばくがないとか全然言えない。避難者の安全のためにも数値が必要。一人一人の被ばく線量データは持って来てと受け入れ先の自治体として言うべき」と要望した。

福島原発事故避難者が線量データの必要性について話した。

「実は私、高槻市へすごい高い被ばく線量で入ってきた人間。『あなたたちが逃げて来るから高速道路を伝って汚染が広がる』と言われた。

皆さんがいちばんつらい立場に立つことになると思う。福島事故以来、市民からの突き上げと現状の狭間の中で休みを取れなくて24時間働くことになった自治体職員がいちばん精神疾患を患っている。事前に用意周到の計画を作っておくということをぜひお願いしたいと思う」。

市の担当者は、「確かに被ばく線量データを持って来てもらわないと高槻市民が怒るという気持ちも分かる。それによって私ども行政にとっても突き上げられるというお話は非常に良く理解できる。今後どうなるか分からないが、検討はさせていただく」と答えた。

市民側は重ねて、「滋賀県は汚染検査を避難住民個別に実施すべきとの考えに立っているが、これはどうか？ぜひ同じように」とお願いした。

これに対し市は、それを求める方向で検討が必要と答えた。

しかし、1週間後の電話回答で、「検討した結果、被ばく線量データはある方が良いが、特に言わない」と後退した。継続した働きかけが必要である。

(4) 高島市と相談などを行っているか

市は「していない、予定無い」と回答したので、検討をお願いした。

1 週間後の電話回答では、「高島市と連絡をとった。近いうちにあって、お話ししましょうと。具体的にはこれから」という回答だった。

(5) 安威川ダムが決壊し高槻市が水害に襲われるような複合災害時の受け入れについて市は「場合によっては、受け入れできないこともある」と回答した。

3. 高槻市での安定ヨウ素剤の備蓄等について

(1) 高槻市としては安定ヨウ素剤の備蓄等をどのように検討しているか

当初の市の回答は「府の動向を見る」だったが、市民側は「福島県で子どもたちの甲状腺がんは、がんの疑いを含めて191名にも上っている。防ぐには安定ヨウ素剤しかないので、高槻市としてもぜひ考えて欲しい」と備蓄の必要を訴えた。

福島原発事故避難者が、「篠山は高浜から50-60キロ。ここは大飯から60キロなので同じくらいの距離にあるが、篠山は自主的に配布まで行っている。ぜひ篠山の見学や学習なりをして頂けたらと思う」と訴え、篠山市に問い合わせを要望した。

これも1週間後の電話回答で、市は「篠山市に問い合わせはしていない。関西広域連合に示してもらおう」と述べ、消極的な姿勢を示した。

(2) 屋内退避の情報はどこから来るのか、高槻市内にモニタリングポストや可搬式の線量計はあるのかについて

屋内退避の開始や解除の情報については、「内閣総理大臣の指示に従う」と回答。

高槻市内のモニタリングポストについて、「モニタリングポストはないが、市内9箇所空間線量の測定を実施している」と回答し、可搬式線量計は、「ある」と回答した。

(3) 高槻市の水の備蓄について

「500mlのアルミ缶、約5万本」と回答。市民側が高槻市の人口を確認すると「35万人」と回答。一人が1日に必要な水が3リットルならば1日に必要な水は105万リットル。市民側は「足りないじゃないか」と批判した。「事故が起こったら琵琶湖が汚染されて、飲料水の摂取制限基準を越えてしまう恐れがある」と指摘し、「国任せでなく市民を守る立場で見解を述べるよう」要請した。

(4) 妊婦・乳幼児・子どもたちへの対策について

高槻市として「対策していない」と回答した。

再稼働反対について高槻市長から表明してほしい等の要望事項については、「市長が答えるという要望には応えられない」と答えた。市民側は、高槻市として私たちの要望事項を検討し、再稼働反対について市長の回答が欲しいと要望し、申し入れを終了した。

1週間後の電話回答では、「単課では答えられない問題については、市長の回答があるが、今回は危機管理室だけで回答できるので、市長からの回答はない」との回答だった。

この回答から、高槻市長は原発問題は危機管理室という単課だけで答えられるほど小さな問題と捉えていると考えられる。高槻市が避難者を受け入れるという大きな責任を背負っているとは、微塵も感じられない。しかし今回の申し入れで判明した、市民の災害対策としての飲料

水備蓄の一つをとっても満足のいく計画ができていないことから推察できるように、このままでは原子力災害のように大規模災害が起こった場合の対策は全く不十分と言わざるを得ない。危機管理室という単課に任せるのではなく、高槻市として原発問題についてもっと見識を深めるべきである。その上で、市長として再稼働反対について回答していただきたい。今回のような回答には納得できない。今後も粘り強く働きかけていく必要があると感じた。

2017年11月1日

避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同

高槻市への質問書・要望書はこちら

http://www.jca.apc.org/mihama/ooi/takatsuki_q_yobo171003.pdf